

国土交通省告示第十三百四十六号

ドライブレコーダーに関する記録すべき情報及びドライブレコーダーの性能要件を定める告示を次のとおり定める。

国土交通大臣 田中 勉

国土交通大臣 田中 勉

ドライブレコーダーにより記録すべき情報及びドライブレコーダーの性能要件を定める告示(総則)

第一条 一般貸切旅客自動車運送事業者が、旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)第38条第1項及び第2項の規定に基づきその事業用自動車の運転者に対して指導監督及び特別な指導(以下「指導監督等」という。)を実施する際にドライブレコーダーにより記録すべき情報及び当該実施の際に使用すべきドライブレコーダーの性能要件に関しては、この告示の定めるところによる。

(記録する映像等)

第二条 一般貸切旅客自動車運送事業者は、一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する自動車に運転者が乗務している間、及び指導監督等において自動車を運転者が運転している間は、次条から第10条までの規定に適合するドライブレコーダーにより、次の各号に掲げる事項(第4号に掲げる事項にあつては、第6条の規定に適合する加速度記録計を備える場合に限る。)に係る情報を記録するものとする。

- 一 自動車の前方の映像(運転者席より前方であつて車両中心線付近に備え付けられた次条の前方用カメラにより撮影される自動車の進行方向の映像をいう。)
- 二 自動車の運転者等の映像(第4条の運転者用カメラにより撮影される運転者の挙動、変速装置及びかじ取ハンドル)の映像をいう。以下同じ。)
- 三 自動車の瞬間速度
- 四 自動車の加速度(道路に平行な平面における自動車の進行方向、当該平面における自動車の進行方向と直交する方向及び当該平面に直交する方向(以下「3方向」という。)の加速度をいう。以下同じ。)
- 五 警報音(車線逸脱警報装置その他の当該自動車に備え付けられている装置が安全を確保するために運転者に対して発する警報音をいう。以下同じ。)
- 六 日付及び時刻

2 前項第1号から第5号までの規定に基づき記録される情報は、それぞれ同項第6号の情報と連動したものでなければならぬ。

3 第1項第1号、第2号、第5号及び第6号の規定に基づき記録される情報は、広く一般的に用いられている再生用ソフトウェアを用いて電子計算機で同時に再生できるものでなければならぬ。(前方用カメラ)

第三条 ドライブレコーダーは、次に掲げる要件を満たす前方用カメラを備えたものでなければならぬ。

- 一 水平面上に備え付けた場合に、左右にそれぞれ50度以上、上下にそれぞれ35度以上の角度の範囲を撮影できること。
- 二 640×480ドット以上の解像度で映像を記録できること。
- 三 夜間(日没時から日出時までの時間をいう。以下同じ。)において前照灯その他の灯火をつけた状態で、指導監督等の実施に支障がない程度に映像を記録できること。
- 四 0.1秒に1回以上の頻度で映像を記録できること。

(運転者用カメラ)

第四条 ドライブレコーダーは、次に掲げる要件を満たす運転者用カメラを備えたものでなければならぬ。

- 一 夜間でも指導監督等の実施に支障がない程度に自動車の運転者等の映像を記録できること。
- 二 0.2秒に1回以上の頻度で映像を記録できること。

(瞬間速度記録計)

第五条 ドライブレコーダーは、瞬間速度の記録の分解能が0.5km/h以下であつて、かつ、0.5秒に1回以上の頻度で瞬間速度を記録できる瞬間速度記録計を備えたものでなければならぬ。

2 前項の規定により記録された瞬間速度の情報を電子計算機を用いて表示した場合の誤差は、次の表の左欄に掲げる瞬間速度ごとに、同表の右欄に掲げる許容誤差の範囲内であらなければならない。

瞬間速度 (km/h)	速度表示の許容誤差 (km/h)
40	±3.0
60	±3.0
80	±3.5
100	±4.5

(加速度記録計等)

第六条 ドライブレコーダーは、次に掲げる要件を満たす加速度記録計を備えたものとするができる。

- 一 3方向のいずれかにおいて2.5m/s²以上の加速度が発生した場合に検知できる精度を有すること。
- 二 加速度の記録の分解能は、0.5m/s²以下であること。
- 三 0.1秒に1回以上の頻度で加速度を記録できること。
- 2 前項の加速度記録計を備えるドライブレコーダーは、一般貸切旅客自動車運送事業者があらかじめ設定した値又は2.5m/s²のいずれか大きい数値以上の加速度を検知した場合には、その後10秒以上の期間における第2条第1項の情報の記録を容易に抽出できる機能を備えたものでなければならぬ。(録音機)

第七条 ドライブレコーダーは、警報音を記録できる録音機を備えたものでなければならぬ。

(日付及び時刻記録計)

第八条 ドライブレコーダーは、日付及び時刻を記録できるものでなければならぬ。

2 ドライブレコーダーは、当該ドライブレコーダーにおいて日付又は時刻の変更を行った場合に、その履歴を記録できる機能を備えたものでなければならぬ。(記録装置等)

第九条 ドライブレコーダーは、第2条第1項の情報を連続して24時間以上記録できる記録媒体を備えたものでなければならぬ。

2 ドライブレコーダーは、記録媒体が装着されていないこと等により適切な記録が行われない状態で自動車が走行した場合にあつては、その旨を灯火、音声その他の手段により運転者に伝達する機能を備えたものでなければならぬ。

3 ドライブレコーダーは、第1項の記録媒体に記録されている情報の改ざん防止のため、外部からの書き込み、消去等の処理を防止する機能を備えたものでなければならぬ。(耐久性)

第十条 ドライブレコーダーは、堅ろうであり、かつ、振動、衝撃等により容易に機能を停止しないものでなければならぬ。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日(以下「施行日」という。)前に道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第7条第1項の規定による登録を受けた自動車に備え付けられているドライブレコーダーについては、平成31年11月30日までの間、この告示の規定は適用しない。

3 旅行日前に道路運送車両法第7条第1項の規定による登録を受けた自動車に備え付けられているドライブレコーダーで第2条第1項の情報を記録するものについては、平成31年12月1日から平成36年11月30日までの間、第3条第1項第1号、第2号及び第4号、第4条第2号、第5条、第6条並びに第8条第2項の規定については、適用しない。

○国土交通省告示第144号(平成28年11月17日)

旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者として行う指導及び訓練の指針(平成二十八年十一月十七日)

国土交通大臣 石井 勉

旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者として行う指導及び訓練の指針(平成二十八年十一月十七日)

旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者として行う指導及び訓練の指針(平成二十八年十一月十七日)

旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者として行う指導及び訓練の指針(平成二十八年十一月十七日)

旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者として行う指導及び訓練の指針(平成二十八年十一月十七日)

旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者として行う指導及び訓練の指針(平成二十八年十一月十七日)

旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者として行う指導及び訓練の指針(平成二十八年十一月十七日)

旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者として行う指導及び訓練の指針(平成二十八年十一月十七日)

旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者として行う指導及び訓練の指針(平成二十八年十一月十七日)

旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者として行う指導及び訓練の指針(平成二十八年十一月十七日)

旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者として行う指導及び訓練の指針(平成二十八年十一月十七日)

旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者として行う指導及び訓練の指針(平成二十八年十一月十七日)

旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者として行う指導及び訓練の指針(平成二十八年十一月十七日)

旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者として行う指導及び訓練の指針(平成二十八年十一月十七日)

旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者として行う指導及び訓練の指針(平成二十八年十一月十七日)

旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者として行う指導及び訓練の指針(平成二十八年十一月十七日)

旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者として行う指導及び訓練の指針(平成二十八年十一月十七日)

旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者として行う指導及び訓練の指針(平成二十八年十一月十七日)

旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者として行う指導及び訓練の指針(平成二十八年十一月十七日)

旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者として行う指導及び訓練の指針(平成二十八年十一月十七日)

旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者として行う指導及び訓練の指針(平成二十八年十一月十七日)

旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者として行う指導及び訓練の指針(平成二十八年十一月十七日)

旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者として行う指導及び訓練の指針(平成二十八年十一月十七日)

旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者として行う指導及び訓練の指針(平成二十八年十一月十七日)

旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者として行う指導及び訓練の指針(平成二十八年十一月十七日)

旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者として行う指導及び訓練の指針(平成二十八年十一月十七日)

旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者として行う指導及び訓練の指針(平成二十八年十一月十七日)

旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者として行う指導及び訓練の指針(平成二十八年十一月十七日)

旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者として行う指導及び訓練の指針(平成二十八年十一月十七日)

旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者として行う指導及び訓練の指針(平成二十八年十一月十七日)

旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者として行う指導及び訓練の指針(平成二十八年十一月十七日)

旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者として行う指導及び訓練の指針(平成二十八年十一月十七日)

旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者として行う指導及び訓練の指針(平成二十八年十一月十七日)

内 容	時 間
① 事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全の確保に関する法令等 事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するため道路運 送法その他の法令等に基づき運転者が遵守すべき事項(貸切バスの 運転者にあつては、運行指示書の遵守を含む。)を再確認させる。	貸切バス以外の一般 旅客自動車運送事業 の事業用自動車 以下「一般旅客自動車」 という。)及び特定旅

② 交通事故の事例の分析に基づき再発防止対策
交通事故の事例の分析を行い、その要因となった運転行動上の問
題点を把握させるとともに、事故の再発を防止するために必要な事
項を理解させる。

③ 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因並びにこれらへ
の対処方法
交通事故を引き起こすおそれのある運転者の生理的及び心理的要
因を理解させることにも、これらの要因が事故につながるからないう
ようにするための対処方法を指導する。

④ 運行の安全及び旅客の安全を確保するために留意すべき事項
旅客自動車運送事業者の業務の態様及び運転者の業務の状況等に
本じてシートベルトの着用を徹底させることその他の事業用自動
車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために留意すべき事項を
指導する。

⑤ 危険の予測及び回避
危険予知訓練の手法等を用いて、道路、交通及び旅客の状況に
ついて交通事故につながるおそれのある危険を予測させ、それを回避
するための運転方法を運転者が自ら考えるよう指導する。また、
貸切バスと同一の車種区分の自動車を用いて、制動装置の
急な操作の方法について指導する。

⑥ 安全運転の実践
実際に運行する可能性のある経路(高速度道路、坂道、隘路、市街
地等)において、道路、交通及び旅客の状況並びに時間帯を踏まえ、
当該運転者が実際に運転する事業用自動車と同一の車種区分の自動
車を運転させ、安全な運転方法を添乗等(貸切バスの運転者にあつ
ては、添乗)により指導する。

貸切バス以外の一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車(以下「
一般旅客自動車」という。)

内 容	時 間
① 事業用自動車の安全な運転に関する基本的事項 道路運送法その他の法令に基づき運転者が遵守すべき事項及び交 通ルール(貸切バスの運転者にあつては、運行指示書の遵守を含む。 を)を理解させるとともに、事業用自動車を安全に運転するための 基本的な心構えを習得させる。	貸切バス以外の一般 旅客自動車及び特定 旅客自動車の運転者 に対しては、①から⑥ の時間以上実施する こと⑥については、 可能な限り実施する こと⑥に限り実施す る。
② 事業用自動車の構造上の特性と日常点検の方法 事業用自動車の基本的な構造及び装置の概要及び乗合バス又は貸 切バス等の運転者にあつては車高、視野、死角及び内輪差等の他の 車両との差異を理解させるとともに、日常点検の方法を指導する。実 際の運転に際しては、貸切バスと同一の車種区分の自動車を用いて指 導する。	貸切バスの運転者 に対しては、⑤から⑥ の時間以上、⑥につい て20時間以上実施 すること。
③ 運行の安全及び旅客の安全を確保するために留意すべき事項 旅客自動車運送事業者の業務の態様及び運転者の業務の状況等に 本じて、シートベルトの着用を徹底させることその他の事業用自動 車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために留意すべき事項を 指導する。	貸切バス以外の一般 旅客自動車及び特定 旅客自動車の運転者 に対しては、①から⑥ の時間以上、⑥につ いて20時間以上実 施すること。